

ネーミングライツ事業ガイドライン

令和7年（2025年）2月

熊本大学施設部

目 次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨
2. 対象施設等
3. ネーミングライツ料
4. 期間
5. ネーミングライツ事業選定委員会
6. 事業募集の方法
7. 応募資格
8. 愛称付与の条件
9. 審査項目及び審査ポイント
10. 契約の締結・更新
11. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担
12. ネーミングライツパートナーの特典
13. デザインガイド
14. 契約の解除
15. リスク負担
16. ネーミングライツ事業実施の流れ

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

ネーミングライツ事業の契約により、本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本学の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利について、本学が命名権を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図るものです。

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける法人等（法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。以下、「法人等」という。）の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、ネーミングライツパートナーには、命名権を付与します。本学は、本学が発行する広報誌等にて、愛称を積極的に使用することとし、ネーミングライツパートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

本学はネーミングライツの対象となった施設等の美観の維持に努めることとします。また、ネーミングライツパートナーから得るネーミングライツ料を施設等の維持管理・修繕又は大学運営等に有効活用することで、教育研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本学との契約により本学の施設等に愛称を設定できます。また、本学施設及び構内に愛称のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の2種類があります。

・「施設指定型」

法人等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を除く。）の命名権を与えるもの

・「スペース指定型」

法人等に、本学が指定した講義室その他の室、スペース等の命名権を与えるもの

2. 対象施設等

1) 「施設指定型」

①候補施設について

候補施設は、福利施設、体育館、図書館、講義棟、実験・演習関連施設及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とし、教育研究施設（講義棟、実験・演習関連施設及び学長が認める施設を除く）、病院（診療施設）、附属学校、管理施設、歴史的建造物、記念館等（寄附建物※）、倉庫、便所、職員宿舎などは、原則、対象外と

します。

※寄附者の許可を得たものは除く

②対象施設について

公募対象施設は、候補施設のうち当該施設等を管理する部局等からの申請に基づき、ネーミングライツ選定委員会の審議を経て学長が指定します。

③候補施設(建物)(例)

施設 分類	地区名	建物名称	構造 ・ 階	延床面積 (㎡)
福利 施設等	黒髪(北)	北地区学生会館 A 棟	RC・2	3,475
	黒髪(北)	北地区学生会館 B 棟	RC・2	623
	黒髪(北)	くすの木会館	RC・2	1,009
	黒髪(南)	FORICO	RC・2	1,325
	黒髪(南)	南地区学生会館	RC・2	738
	本荘(南)	楷樹会館	RC・2	1,540
体育館	黒髪(北)	黒髪体育館	RS・2	4,737
	本荘(南)	本荘体育館	RS・2	1,446
	大江(北)	大江体育館	RS・1	1,072
	渡鹿	渡鹿体育館	RS・2	990
図書館	黒髪(北)	附属図書館中央館	RC・2-1	6,359
	本荘(北)	医学教育図書棟	RC・6-1	6,241
講義棟 (単独 施設)	黒髪(北)	文法学部本館(A 講義棟	RC・2	844
	黒髪(北)	文法学部 B 講義棟	RC・2	742
	黒髪(南)	工学部 2 号館	RC・3	3,068
	黒髪(南)	イノベーションプラザ	RC・1	350
	大江(北)	薬学部講義棟	RC・2	500
実験 ・ 演習 関連 施設	黒髪(北)	教育学部音楽棟	RC・3	692
	黒髪(北)	教育学部実習工場	RC・1	516
	黒髪(南)	衝撃実験棟	RC・2	351
	黒髪(南)	研究実験棟	RC・2	2,572
	黒髪(南)	ベンチャーラボ・衝撃極限環境研究実験棟	SR・6	3,077
	黒髪(南)	工作機器センター	RC・1/S・2	1,043
	黒髪(南)	自然科学研究科実験棟	RC・1	582
	黒髪(南)	自然科学研究科・理学部総合研究実験棟	SR・9-1	5,120
	黒髪(南)	水理実験棟	RC・2	599
	黒髪(南)	音響実験室	RC・1	140
	黒髪(南)	防災実験棟	RC・1	231
	黒髪(南)	先進マテリアル国際研究センター成形加工実験棟	S・1	255
	黒髪(南)	先進マテリアル国際研究センター溶解鑄造実験棟	S・1	275
	黒髪(南)	総合情報統括センター	SR・6	2,381
	大江(北)	共同実験棟	RC・1	274
課外 活動 施設等	黒髪(北)	黒髪北サークル棟 1 (旧文化部室)	S・1	306
	黒髪(北)	黒髪北サークル棟 2 (旧体育部室 B)	S・1	142
	黒髪(北)	黒髪北サークル棟 3 (旧体育部室 A)	S・1	162
	本荘(中)	本荘中サークル棟 1 (旧体育部室)	B・1	30
	本荘(中)	本荘中サークル棟 2 (旧医学部ホワイ室)	B・2	133

	本荘(中)	本荘中サークル棟3(旧医学部文化部室)	RC・1	244
	渡鹿	合宿研修所	RC・3	1068
	渡鹿	部室棟(旧器具庫)	RC・3	1068
	渡鹿	弓道場	S・1	191
備考	上記以外の施設でも、申請があればネーミングライツ選定委員会で募集の可否を審査することができる。 公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じてネーミングライツ選定委員会にて最終決定するものとする。			

④候補施設(屋外スペース)(例)

対象	該当箇所
グラウンド	黒髪北団地、大江南団地、渡鹿団地
テニスコート	黒髪北団地(渡鹿団地は寄附整備のため除く)
プール	黒髪北団地
交流スペース	黒髪北団地(アゴラ)、中央図書館前、工学部研究資料館周辺 など
備考	上記以外の屋外スペース等でも、ネーミングライツ選定委員会で募集の可否を審査することができる。 公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じてネーミングライツ選定委員会にて最終決定するものとする。

2)「スペース指定型」

①候補スペースについて

候補スペースは、福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、セミナー室、演習室、講義室、実験関連諸室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとし、部局長室、応接室、教員室、研究室、歴史的建造物、記念館等(寄附建物※)、病院(病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等)、附属学校、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室など、教育研究スペース(講義室、実験・演習関連諸室及び学長が認める諸室を除く)や管理施設などは、原則、対象外とします。 ※寄附者の許可を得たものは除く

②対象スペースについて

公募対象スペースは、候補施設のうち当該施設等を管理する部局等からの申請に基づき、ネーミングライツ選定委員会の審議を経て学長が指定します。

③候補スペース(例)

建 物	対象スペース
【福利施設】 ・学生会館 ・くすの木会館 ・楷樹会館 ・藩滋館	ホール、集会室、ロビー、サークル室、ミーティング室、レセプションルーム、和室、宿泊室、研修室、ラウンジ など ※生協の営業スペースは除く
【体育施設】 ・黒髪体育館 ・本荘体育館 ・大江体育館 ・渡鹿体育館	アリーナ、剣道場、柔道道、サークル室、多目的室 など
【図書施設】 ・中央図書館	ラウンジ(ホール)、リフレッシュルーム、(スーパ)アクティブエリア、グループ学修室、

・医学教育図書棟	閲覧エリア, 雑誌スペース, 展示スペース, パソコンスペース, スーパーサイレントルーム, 講義室, ゼミ室, 実習室, 会議室 など
【課外活動施設】 ・知命堂 ・サークル棟	多目的室, サークル室 など
【共通教育施設】 ・全学教育棟	ホール(ロビー), 会議室(ミーティング室), 自習室, 学生サポート室, 講義室, パソコン室, 資料室, ゼミ室 など
【国際交流施設】 ・多言語文化総合研究棟	交流ラウンジ, ロビー, リフレッシュルーム, 講義室 など
【その他の教育研究施設】 ・教育学部本館、文法学部本館 ・工学部 1・2 号館、工学部研究棟 I・II、総合研究棟 ・基礎医学研究棟, 医学総合研究棟 ・IRCMS, 発生医学研究所 ・保健学科 ABC 棟、E 棟 ・薬学部本館 など	セミナー室, 会議室, ミーティング室, ゼミ室, 実習室, 実験室, 演習室, 製図室 3 (1, 2 は不可), 実習・演習を伴う研修室, 講義室, 資料室, 学部図書室, 収蔵室, 書庫, 自習室, 談話室, リフレッシュルーム(コーナー), ロビー, ラウンジなど ※共用スペース、支援施設(事務部門)等は含まない
備 考	上記以外のスペース等でも、ネーミングライツ選定委員会で募集の可否を審査することができる。公募時の基準価格は部局等からの申請・協議状況に応じてネーミングライツ選定委員会にて最終決定するものとする。

3. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

ネーミングライツ料の収入割合は、原則、対象部局：本部：インセンティブ＝5：4：1とします。

ネーミングライツパートナーは、原則、年度ごとに、指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。なお、事業が年度途中から開始する場合は、原則として、月割りとします。

4. 期間

契約期間は、原則 3 年以上 5 年以下とし、個別の契約ごとに定めます。

5. ネーミングライツ事業選定委員会

ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、熊本大学ネーミングライツ事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、ネーミングライツ事業に係る審議を行います。

す。

1) 審議内容

- ① 対象施設等の選定に関する事
- ② ネーミングライツ事業の募集要項の作成に関する事
- ③ ネーミングライツパートナーの選定に関する事
- ④ その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

2) 選定委員会（施設指定型）は、次に掲げる委員で組織します。

- ① 総務・財務・施設担当の理事 ※委員長
- ② 実施部局等の長
- ③ キャンパス整備戦略室長
- ④ 総務部長、財務部長及び施設部長
- ⑤ その他委員長が必要と認めた者

3) 選定委員会（スペース指定型）は、次に掲げる委員で組織します。

- ① 施設部長 ※委員長
- ② 実施部局等の教職員のうちから委員長が指名するもの 1人
- ③ キャンパス整備戦略室の教員のうちから委員長が指名するもの 1人
- ④ 総務部総務課長、財務部財務課長及び施設部施設企画課長
- ⑤ その他委員長が必要と認めた者

4) 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができません。

5) 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定します。可否同数のときは委員長が決定します。

6) 委員長は、選定委員会を主宰します。

6. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとします。

公募の実施は、実施部局等の長からの申請に基づき、選定委員会の審議を経て、学長が決定します。そして、選定委員会において当該事業ごとに策定する募集要項により実施します。

・事業の流れ

- ① 候補施設（公募対象となる可能性のある施設）を学外に公表（HP等）
- ② パートナー等からの提案、ヒアリング等
- ③ 部局等よりネーミングライツ事業実施について学長へ申請（別紙1）
- ④ 学長から依頼を受けた選定委員会において申請内容、公募実施の可否、公募内容（募集要項等）を審議
- ⑤ 選定委員会から学長へ審議結果を報告

- ⑥学長により公募決定
- ⑦公募開始（企画競争入札）
- ⑧選定委員会においてネーミングライツパートナー（候補者）を選定し学長へ報告
- ⑨学長がネーミングライツパートナーを決定
- ⑩契約締結
- ⑪サイン等の設置
- ⑫愛称の使用開始（事業開始）

7. 応募資格

ネーミングライツパートナーは本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者等です。ただし、次のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税（県税・市税等）等を滞納しているもの
- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募するパートナー等として適当でないと学長が認めるもの

8. 愛称付与の条件

愛称は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。

ネーミングライツ付与期間においても、学長が特に必要と認めるときは、愛称の変更を求める場合があります。

また、次のいずれかに該当するものは設定することができません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑫良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑬集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑭その他愛称として適当でないと本学が認めるもの

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募資格、愛称、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

◆資格要件及び選定基準

審査項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資 格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など	適・否
	愛 称	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 愛称・デザイン等は対象施設等にふさわしいものであるか ・ サイン等の設定条件を満たしているか など	適・否
	応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか	適・否
選定基準	ネーミング ライツ料	・ 基準価格（非公表）の水準に達しているか ・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする	適・否 金 額
	契約期間	・ 期間が長いほど高評価とする	期 間

判定	・ 資格要件、選定基準に適合しているか ・ 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	適・否
		順位

ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は、契約時に別途協議させていただく場合があります。

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

法人あつては次に掲げる書類を、法人以外の団体又は個人事業主にあつては、次に掲げる書類のうち募集要項において定める書類を提出してください。

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙２、別紙３）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- ⑧ その他募集要項において必要とする書類

10. 契約の締結・更新

本学は、命名権等の決定を通知したパートナー等とネーミングライツ（命名権）の契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については５年を限度とし、最初の更新時より５年を経過する場合は、改めて公募等の手続きを行います。

11. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 愛称の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本学の負担により行います。

12. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン及びマガジンラック等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば提案することができます。

13. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

① 共通

- ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。

② 屋外サイン等 ※

- ・屋上へのサイン設置は不可とします。
- ・対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サインの合計面積は5%以内とします。
なお、対象施設等部分の外壁1面の面積とは、対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積とします。
- ・地の色（全体的な背景色）は、原則、以下の色（基準範囲色）を使用するものとします。
ネーミングライツパートナーのコーポレートカラーが鮮やかな色彩である場合等で、基準範囲色以外を使用する場合は、企業ロゴや重要なポイントに限定するものとし、全体的に周辺の環境や樹木等の景観を乱さないものとします。

上記の基準内であっても、ネーミングライツ事業選定委員会にて総合的に検討した結果、好ましくないと判定された場合は協議によります。

■基準範囲色（マンセル表色系による）

色 相	明 度	彩 度
R・Y R系	全 域	6 以下
Y 系		4 以下
G Y・G・B G・B・P B・P・R P系		2 以下

※基準範囲色は、熊本市屋外広告物ガイドラインにおける禁止色（高彩色）以外の色とする。

- ・窓面・窓内のサインは、建物の低層部（2階程度）までの表示とします。
- ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
- ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。

③ 屋内（内壁・柱等）サイン等 ※

- ・対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く）の見付面積（鉛直投影面積）の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします（対象スペースと隣接スペースとの境界となる部分に壁・建具等がない場合は、境界となる部分に壁があると想定し総面積を算出する）。
- ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。
- ・講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、愛称等とします（試験等を行う際には、一次的にサイン等を隠すことがあります。）。
- ・教育研究環境を乱すようなデザインの掲示物等は避けるものとし、原則、部局長等の判断によるものとします。

④ マガジンラック等の設置

- ・対象施設等に1ヶ所のみマガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。また、本学と協議の上、パンフレット等配布や管理のために、人員を配置できるものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

⑤ その他

前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。

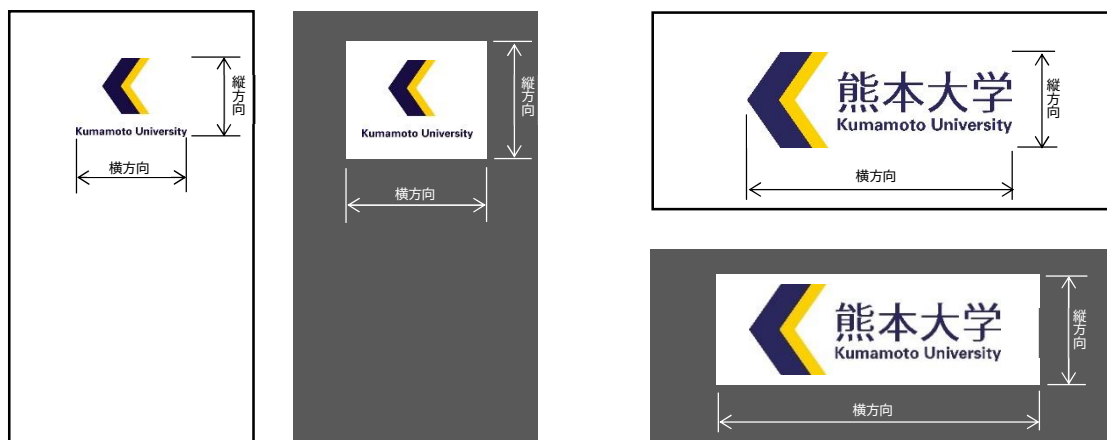
また、本ガイドラインに記載のない事項についても提案は可能とし、採否は選定委員会において判断します。

ネーミングライツ付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めることができます。

※サイン等の外郭は、文字の背景が、サインを設置する建物等と同色または透明である場合は文字の最外部まで、サインの背景が、サインを設置する建物等と異なる場合はサイン等の色の境界までとし、矩形で囲った部分を面積とします。

※前述の面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能

とします。



14. 契約の解除

1) 契約解除の要件

学長は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ①指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ②「7. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ネーミングライツパートナーより契約解除の申し出があったとき。
- ⑤その他、学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

※本学の都合により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

2) 違約金等について

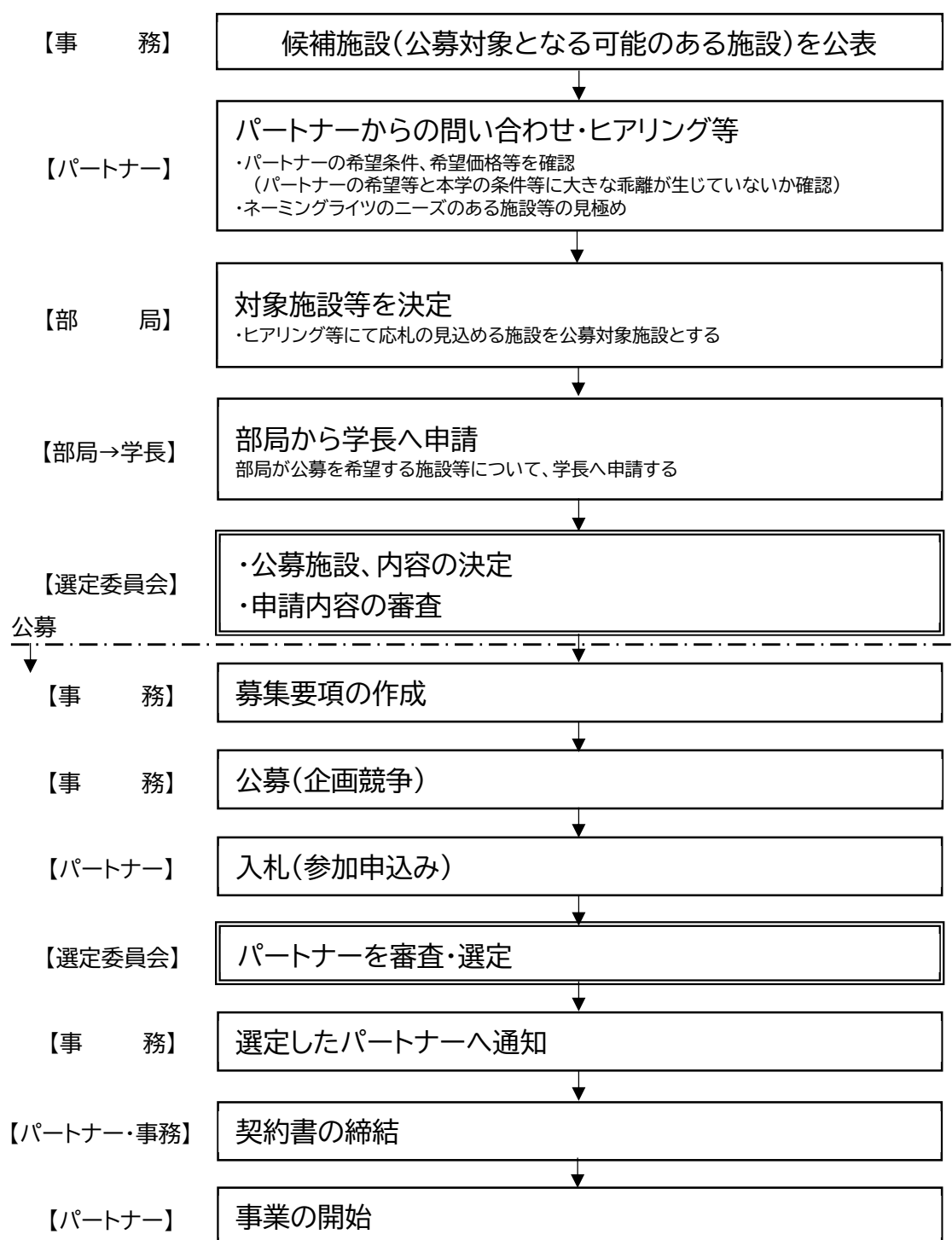
ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、学長に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議の上、決定します。

15. リスク負担

ネーミングライツパートナーは、設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合

や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合、また、サイン等の汚損や破損など、設定した愛称に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ



※ネーミングライツ選定委員会の審議を経て、最終的には学長が決定する。

(別紙 1)

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

申込者

部局等

部局等の長

ネーミングライツ事業実施申請書

ネーミングライツ事業を実施したいので、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

分 類	☐ 施設指定型 ☐ スペース指定型
施設等名 (室名等)	
希望する命名権 付与期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希望する ネーミングライツ料	円 (年額/税込)

(関係書類)

- (1) 施設等の場所を示す書類 (学内地図、図面等)
- (2) ネーミングライツ事業募集要項素案

(別紙2)

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

申込者

名 称

代表者

住 所

ネーミングライツ事業申込書

熊本大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	☐ 施設指定型 ☐ スペース指定型	
施設等名（室名等）		
応募の趣旨		
愛称の案	愛称の案は、別紙3のとおり ※サイン等のデザインは別途添付	
愛称の理由		
命名権の付与等を希望する パートナー等の名称		
希望ネーミングライツ料	円（年額／税込）	
事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (5) 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- (7) その他募集要項において必要とする書類

(別紙 3)

愛称の案

施設等名 (室名等)	日本語表記	
	読み仮名	
	英文表記	
	読み仮名	